

今月中に買っておくべきものは？

いよいよ来月から消費税率の引き上げになります。事前に知っておけば節約につながるいくつかのポイントをお知らせします。



商品・サービスの授受が10月以降ですと、代金を9月末までに支払うとしても税率は10%というのが原則です。ただしこの原則には経過措置が設けられていて、9月末までに支払いを済ませておけば、商品・サービスの授受が10月以降になっても税率が8%で済む場合があります。代表例が旅客運賃です。航空券や電車などの券は搭乗・乗車日が先でもOKです。定期券や回数券も含まれます。定期券は利用期間の開始日が10月1日以降であっても対象。通常、開始日の2週間くらい前から購入可能になるので事前に備えておくとお得ですね。

音楽や美術館などの入場料金も対象です。映画の前売り券、遊園地の年間パス、スポーツ観戦のシーズン券などです。通信販売もケースによっては経過措置の対象になります。販売価格が今年3月末時点と変わらない商品を9月末までに申し込む場合、受け取りが10月以降でも税率8%です。



ポイント還元を受けると実質的な税負担率は？
(カッコ内は現金決済の場合)

	中小・小規模事業者	中小に該当するフランチャイズ	大企業
軽減税率対象品	3% (8%)	6% (8%)	8% (8%)
同非対象品	5% (10%)	8% (10%)	10% (10%)

▲上図のように軽減税率の対象品を中小店舗でキャッシュレス決済すれば実質3%の負担となり、むしろ増税後のほうがお得になります。



←このマークのある店ならキャッシュレス決済で還元があります。

負担軽減策でもう一つ気になるのがポイント還元。クレジットカードや電子マネーなどを使いキャッシュレス決済をすると一定率のポイントを受け取れ、実質的に税負担を抑えられることがあります。政府がポイント原資となる補助金を決済事業者を通じて消費者に還元します。2020年6月までの9ヶ月間の時限措置です。

還元率は中小事業者の店舗では5%、大手企業のフランチャイズ店舗だと2%となります(大手企業は対象外)。日々の暮らしに必要な物は、切手や商品券など一部を除き幅広く補助の対象となりますが、カード1枚に対し1ヶ月1万5000円の還元上限があります。複数のカードをうまく利用すれば還元率が高くなりますね。

暦de来福

おはぎ

2019年の秋彼岸は、9月20日(金)～9月26日(木)です。



彼岸には御萩(おはぎ)を供え食す習慣がありますが、実は、おはぎとぼたもちは基本的に同じもので、違うのは食べる時期だけなのです。ぼたもちは、牡丹の季節、春のお彼岸に食べるものの事で、あずきの粒をその季節に咲く牡丹に見立て、おはぎは、萩の季節、秋のお彼岸に食べるものの事で、あずきの粒をその季節に咲く萩に見立てたものなのです。更に、夏のおはぎは「夜船(よふね)」、冬のおはぎは「北窓(きたまど)」と呼びます。昔の人は、おはぎ1つをとっても4つの名前をつけるほど、自然や季節との結びついて、遊び心もありながら風情もあつたんだと感心させられます。



21世紀

これが暮らしを変えた

ちなみに
20世紀は...

2000年12月30日付

1位	高速ネット通信	光回線やWi-Fi、4Gなど
2位	LINE	東日本大震災後に急速に普及
3位	ネット・テレビ通販	自宅に居ながら買い物が可能に。
4位	iPhone	スマホの代名詞的存在
5位	電子マネー	交通系ICカード、スマホ決済など
6位	グーグル	検索が一般的になりました。
7位	SNS	twitter、Facebookなど。
8位	ユーチューブ	一般の人が動画配信できるようになった。
9位	地図アプリ	どこにでもたどり着けるようになった。
10位	カーナビ	確実に到着できるという安心感

1位	コンビニエンスストア
2位	携帯電話・PHS・ポケベル
3位	電子ネット
4位	テレビ
5位	コンピューター
6位	電子レンジ
7位	テレビゲーム
8位	自家用車
9位	クレジットカード
10位	ファストフード

しずおかFPサービス column

先月8月14日の日本経済新聞に相続について、親子間で話をしていない人が多いという記事が掲載されました。

記事によれば「相続が将来発生する可能性があるにもかかわらず、相続について会話をしたことの無い親子が6割近くに上ることが、相続税の申告業務を数多く手掛けるランドマーク税理士法人（横浜市）の調査で分かった。～中略～『親と相続について会話をしている』と答えたのは41%にとどまった。50代は男女とも半数近くが会話をしていたが、30～40代の男性は30%台と低かった。」とのこと。

相続対策の基本は資産を受け継ぐ人が元気なうちに自分の子や孫と資産の受け渡し方を話し合うことです。相続税を節税するための対策も相続が発生するまでの期間が長いほど効果的に備えられます。何より関係者が話し合うことで相続が発生した後の争いも防ぐことができます。家族だけで話し合うことが難しいときは、弁護士や税理士などの専門家と一緒に話をすることも考えてみましょう。

KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を
共創できる素晴らしい会社を目指します。

<input type="checkbox"/> 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
<input type="checkbox"/> 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
<input type="checkbox"/> 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
<input type="checkbox"/> 掛川支店	〒437-0039	袋井市・愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
<input type="checkbox"/> リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>